

と き 平成18年7月20日(木)10:00~12:00

ところ ふじのくにNPO活動センター

出席者 部会委員：日詰部会長、赤池委員、石野委員、稲葉委員、木村委員

都市経営課：古荘主査、野田主査

政策法務課：深沢統括主幹、降矢主査

市民生活課：久田統括主幹、宮城島主査、青木主事補

傍聴者 一名

あいさつ 日詰会長

審議事項

1. 市民活動促進条例案について

資料1：条例案

資料2：構造図

資料3：坂野委員、玉置委員の意見

説明の要点(説明者：宮城島主査)

- ・ 前回と違うのは、現段階で固まった条例だと誤解される可能性を防ぐため、条項形式はやめ、です・ます調にした。
 - ・ 前文よりも重さのある本則に入れる方がよいと判断するとともに、市民参画推進条例とのバランスをとるため、前文をやめ、前回の前文の内容を本則の中を含めた。
 - ・ 文章は、今までの議論のほか、提言書、基本指針、協働マニュアルに使われているフレーズをできる限り使うようにした。また、協働マニュアルを作成した際に木村委員から紹介があり、一部を引用した英国のコンパクト(1)から引用した。
 - ・ 基本指針の中に記述してあった当条例の対象範囲の3項目を独立した条文にした。他市町村では、「市民の責務」、「市の責務」といった責務規定になっている場合が多いが、当条例では、市民と市の責務が重なる場合が多いので、市民と市という分け方をせずに項目で分けることとした。
 - ・ 坂野委員からは、協議会の設置にかかる条文が全17条中8条を占め、バランスが悪いという指摘があったが、本市が第三者機関を条例設置する場合、条例中に記載すべき項目のため、ご理解をお願いしたい。
- 1 「英国政府とボランタリー&コミュニティ・セクターとの関係におけるイングランド内でのコンパクト(盟約)」の略

2. 意見交換

日詰部会長：まず、構造図について協議しましょう。そして、次に条例案の目的、理念・原則、指針の策定以降の条項の順に協議することとします。

構造図について

木村委員：構造図は条例に付属するのか。市民自治審議会の市民参画推進条例の答申では、議論の論点が付け加わる予定になっている。

野田主査：あくまでも、答申に付属するというので条例には付かない。

木村委員：議論の経緯やニュアンス、委員が持っていた視点などを何らかの資料として残したい。

日詰部会長：おそらく、市民向け説明用パンフレットをつくることになると思うので、そういうところに残すのはいかがか。

木村委員：条例に入れ込むことができなかった委員の思いなどを入れたい。

日詰部会長：議事録を整理したものがよいと思う。

宮城島主査：説明用パンフレットはつくることになると思う。

稲葉委員：私も賛成。

日詰委員：部会意思として、そういった資料を残すことを確認します。

目的・理念について

赤池委員：目的と理念が似たような内容になっていると思う。

木村委員：私は、繰り返したとは思わない。わけた方がわかりやすいと思う。

宮城島主査：目的は、どのようなまちになりたいかという目標を描き、理念は、それを実現するために守らなければならないルールというような位置づけになるので違うものだと思う。

日詰委員：理念は残すこととします。第3条の基本理念について、赤池委員さんにはわかりやすい代案を書いてくれるようお願いします。

稲葉委員：基本原則(1)の「声なき声」は「人」と「自然環境」のそれぞれにかかるのか。「自然環境」だけにかかるように読める。

赤池委員：「～などの」の次に句読点を入れてはどうか。

深澤統括主幹：その部分は、事前の打合せでも話題になった。また、「～や～」や「～など」も、条例化の際には「及び」などの法律用語に修正することになるので事前にご承知いただきたい。今日は、むしろ、用語の使い方ではなく、みなさんの思いを聞きたいと思っている。

日詰部会長：法律文章はとっつきにくいのが普通。前文の内容が本則に入っていることは、実は、とてもユニークなのではないかと思う。

木村委員：福祉活動をしている知り合いに見せて、意見を聴いたら「すごい」と言っていた。話は変わるが、基本原則(1)では、「取り上げる」という表現が、高いところから見下ろすような感じがして気に入らない。細かい話ではあるが、そういうところに人間性がでると思うのでこだわりたい。「耳を傾ける」といった表現ではどうか。

赤池委員：私も、同じように感じた。

日詰部会長：本則がユニークなものになっているので、用語についてもこだわって思いを伝えるのがよいと思う。

木村委員：「耳を傾ける」は、条文化の際に「聴取」などに変えられてしまうか。

日詰部会長：たぶん、そうなるだろうが、そういう部分の思いを法務担当者に伝える必要があると思う。

稲葉委員：コンパクトの表現を活かすのはどうか。

日詰部会長：コンパクトは「協定」なので、法律とは違う。直接は使えないだろう。

木村委員：基本原則(2)は、触れて欲しい現実ではあるが、参加している人たちだけが楽しいような排他的な印象も受ける。

宮城島主査：「市民が共有する仲間とともに」の部分で、「共有化されたミッションの下で」のような表現に変えるのはどうか。

木村委員：それは、いい方向だと思う。これに加えて、関係者だけでなく、その周辺の人たちにも広がっていくというか、人づくり的な効果をもつというニュアンスが欲しい。また、その他の市民の社会参加の誘引になるということもいいたい。

宮城島主査：社会参加の一つとしての市民活動ということはよいが、広く社会参加そのものが大事ということとは、市民活動促進条例の中では書けないだろう。

木村委員：内容ではなく、表現の問題について一点指摘したい。6条には、「自立性」と「経済的に自立し」と、自立という表現が二箇所出てくるが重なっているように思う。それと、見出しの「発展と活性化」は、本文との整合性から再考したい。

宮城島主査：前半の「自立性」は精神的な意味だから「独立性」に変えたらどうか。

日詰部会長：見出しも「継続」に変える必要があるだろう。もう一つ、5条、6条、7条をくくった方がよいという坂野委員の意見はどうするか。分けておく方が無難に思えるが。

木村委員：分けてある方がはっきりするし、わかりやすいと思う。

日詰部会長：分けて書くと、どれかが抜け落ちる可能性もあるという懸念からの意見か。わけた方がスマートのような気がするが。

石野委員：図ではくくってある。

稲葉委員：9条の(3)に羅列してあるので抜け落ちることはないだろう。

日詰部会長：部会としては、わけたままにすることになります。

宮城島主査：5条、6条、7条と9条の(3)の表現に相違があるのは、どちらかに統一するようにします。

赤池委員：6条の「経済的に自立し～努めなければなりません」という条文を盾にとって、たかろうとするような団体ができたりしないだろうか。

宮城島主査：市民活動の発展は、お金抜きでは語れないと思う。経済的な面での配慮は間違いなく必要だが、あくまでも予算の範囲内ということになるし、個々のケースでは精査するのでたかられるようなことはない。

日詰部会長：8条は、一つだけ施策的なものが載っていて唐突ではないかという坂野委員のご意見は、どう考えるか。私は、すでにやっているものだからよいと思う。

宮城島主査：そもそも、この条例には、不変の理念と手続きを載せ、時代によって変わりうる具体策は

別に委任するということだったと思う。協働市場につながる8条は不変の手続きとして、載せるべきと考えた。8条は7条を受けているので、バランス的に5条と6条を受けた施策を載せられればよかったが、条例に載せるようなものはないと思う。

日詰部会長：8条(1)の「市民活動団体が市が実施すべき協働事業」は、「市民活動団体が市とともに実施すべき協働事業」の方がわかりやすいのではないか。

宮城島主査：8条(1)は、後で修正されないよう協働市場要綱として制定されたものをそのまま使っている。

稲葉委員：この部分には、市民と行政が対等な立場で協働するということを入れる方がよいのではないか。

石野委員：基本理念に載っているなので、ここでは不要だと思う。

基本指針の策定

稲葉委員：7条、8条が大事だと思う。相互提案制度ということだが、実効性はあるのか。行政の体制ができていいのか。合併前の蒲原町では、NPO審議会で協働を審議してきた。例えば、公園管理をNPOに委託することによって、従来とは違い、市民が関与して活用することができるようになっていた。合併後、激変緩和策ということで、以前と同じような活動が続いているが、将来には不安がある。もう一つ、有形文化財についても、人間形成の場として活用していたが、合併したら、文化財は使わないで大事に保存するものだといわれるようになった。タウンミーティングで市長に意見を言ったら、それが伝わって、翌日に今までどおりにOKということになった。行政は部門に分かれていてそれぞれ権限と責任があり、職員はそのルールに沿って一生懸命働いているのはわかるが、市民が行くとそのためにたらい回しにされることになってしまう。こうした条項が活かされるよう意識改革が必要だと思う。

石野委員：私も稲葉委員と同じ印象がある。市長が「よし」と思っているも職員は思っていない。

宮城島主査：しばしば、市民のみなさまから「協働するというなら、まず、行政職員が意識を変えるべきだ」というご意見をいただきますが、私は「意識改革を前提しなければ協働できないというなら協働は不可能ですし、私たち、協働を促進する担当者としてもできることはありません。壁があることを前提として、それをいかに乗り越えるかという姿勢で臨むということなら、私たちができることはたくさんあると思います」と答えています。

木村委員：意識改革には3年くらいかかるのではないだろうか。

宮城島主査：意識改革だけ取り組もうとしたら、何十年かかっても無理でしょう。

稲葉委員：そうはいったものの、今朝、協働マニュアルを読んだら、解決のてかがりがのっていた。

日詰部会長：そうした壁に風穴を空ける事例づくりが大事かもしれない。

稲葉委員：職員は決められたルールの下で、一生懸命がんばっている。むしろ、トップの何人かが一つの気持ちになれば変わるのではないだろうか。そうすれば、1,2年で大きく変わるかもしれない。

日詰部会長：確かにトップダウンの方が早い。

木村委員：市民ではなく上司の顔色を伺っているということか。私の銀行員時代、銀行員も同じようなことを言われていた。これは、行政だけでなく、巨大な官僚組織の宿命かだろうか。

石野委員：協働のトラブルを解決する機関を設置できないだろうか。

協議会の設置

石野委員：設置目的と事務分掌は、何をやるのかがわかりにくい。

日詰部会長：無理に細かく書くより、大きいくりの方がやりやすいと思う。ただし、載せるべきことがあれば載せた方がよい。

赤池委員：協働事業の際に、市民と市の間でトラブルがあったとき調停できるような位置づけだとよいと思う。

石野委員：この条例ができて、いろいろと協働事業をやるようになると、問題もたくさん出てくると思う。それを解決する機関になるとよい。

日詰部会長：協議会の性格から難しいと思う。オンブズマン制度のような強い権限があればよいが。

赤池委員：それでは、協議会は何をするのか。

日詰部会長：市民活動の促進に関する進行管理的な役割がある。そういう意味では、指針に見直し規定があるとよい。

稲葉委員：具体的な個別の協働事業の評価はやらないのか。

日詰部会長：静岡市の規模になると、協働事業の数も多いし、仕組み的にも難しいだろう。報告を受けて、意見を述べるくらいはできるかもしれないが。

石野委員：数が多いということだが、ルール化はできないか。

宮城島主査：報告して、意見をいただくくらいは可能かもしれないが、協議会に大きな権限をもたせることは難しいと思う。現在の協働市場制度では、各課の検討結果や理由を公開することによって、各課が第三者の視点を意識して検討するということで一定の担保を設けるようにしている。

日詰部会長：報告と意見について検討していただきたい。また、やはり、17条中8条が協議会の規定というのは重すぎるので検討して欲しい。

その他

石野委員：この条例と指定管理者制度との関係がよくわからないのだが。

日詰部会長：協働の一形態としての指定管理者はありうると思う。ただし、公募が原則なのでNPOだけが有利になるということはない。実際、期待していたほどNPOが指定管理者になった例は多くない。

宮城島主査：例えば、直営のA施設があるとして、B団体が「A施設はNPOが指定管理者になることでもっとよくなる」という提案を協働市場ですることでもできる。

